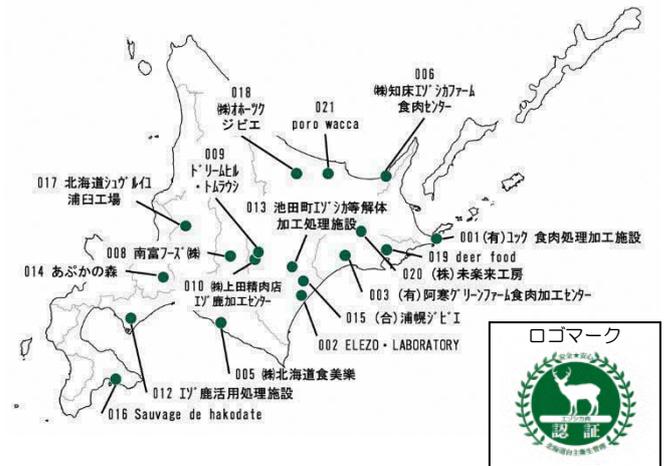


エゾシカ有効活用の取組(令和4年度)について

1 エゾシカ肉処理施設認証制度

安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進することを目的とし、北海道がエゾシカ肉処理施設を認証する制度を平成27年12月に創設、平成28年度より運用を開始し、令和5年5月末現在で18施設を認証。



2 エゾシカジビエ利用拡大推進事業

狩猟によるエゾシカの捕獲と、その食肉利用の推進を目的として、平成30年度に事業を創設。事前に講習を受講し、参加申込を行った上で、狩猟により捕獲したエゾシカを食肉用として北海道が指定した食肉処理施設に搬入した狩猟者に対し、8千円/頭を支援。(期間は10月～1月。搬入2頭目以降が支援対象。)

また、北海道が指定した食肉処理施設には本事業の対象となるエゾシカの食肉処理により生じる廃棄物処理費用等を支援。

※ 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で中止

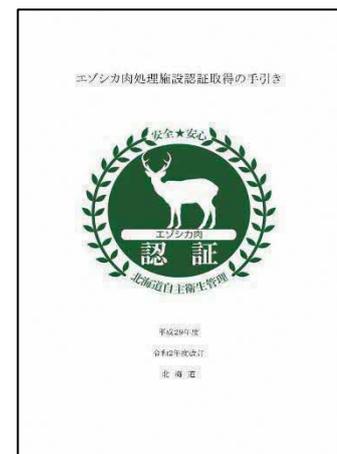


事業説明会及び講習会の様子

3 エゾシカジ肉処理施設における衛生管理の向上

エゾシカ肉処理施設認証取得を促進するため、平成29年度に、管理すべき項目や必要な書類などを説明する「エゾシカ肉処理施設認証の手引き」を作成し、エゾシカ肉処理施設へ配布(令和2年度改訂)。

平成30年度から、「エゾシカ認証アドバイザー派遣事業」により、エゾシカ肉処理施設認証取得を検討している施設にアドバイザーを派遣し、助言する事業を実施。



4 エゾシカ肉等のPR

(1) 出前講座等（環境教育・給食への活用促進）

一般向けセミナーや小中高校にシカ肉栄養特性等に関する出前講座、試食、エゾシカ革・角を活用したストラップ作りを実施（13回、387名）。※一部(株)ファイターズと連携して実施



(2) イベント出展

- 7/20～7/22 木育フェア（アリオ札幌 1F ハーベストコート）（329名）
- 9/14～9/15 エゾシカパネル展（北海道庁 1F ロビー）（217名）

(3) 包括連携協定に基づく取組

- 9/17～9/18 ANA オープンゴルフトーナメント（札幌ゴルフ倶楽部・輪厚コース）でブースを設置し、小物入れ、財布、グローブ等の皮革製品等を展示。

(4) エゾシカフェア（12/15～2/12 道内各地）

エゾシカ肉が美味しい時期に合わせ、期間中エゾシカ料理等を提供する消費拡大キャンペーンを実施し、道内各地計106店舗が参加。



(5) シカの日（毎月第4火曜日）

毎月第4火曜日（シ₍₄₎カ_(火)の日）などにエゾシカ肉を販売、またはエゾシカ肉料理を提供する飲食店を「シカの日参加店」として登録し、HPで情報提供。令和5年3月末現在255店舗が参加。

(6) 北海道ジビエシンポジウム（3/27 札幌エルプラザ）

北海道新聞社と共催で、エゾシカ肉の消費拡大と鳥獣被害対策を目的としたシンポジウムを対面形式とオンライン視聴で開催。

（対面：45名 オンライン：105名）



(7) 道外でのエゾシカ肉等の PR

- エゾシカ料理セミナー in 神戸 (10/25)
高級ジビエ及びエゾシカ革の価値の定着のため、シェフ及び皮革関係者を対象としたセミナーを開催。(21名参加)
- エゾシカ給食セミナー in 東京 (11/17)
エゾシカ肉をテーマにした管理栄養士・栄養士向け給食セミナーを開催。(27名参加)



(8) 動画コンテンツ等を活用した PR

エゾシカ肉処理施設認証制度や、認証された高度な衛生管理を行う認証施設で生産される安全・安心なエゾシカ肉の魅力について、HPの作成 (<https://meetdeermeat.jp>)、動画配信サービス (Youtube) やテレビ (「WE CAMP!」「&sauna」) で公開。



5 インターンシップの実施

認証施設の担い手の確保及び食肉処理技術伝承の機会創出のため、認証施設において大学生等を対象としたインターンシップを実施。

- 参加者 33名 (社会人7名、大学生・大学院生22名、高校生4名)
- 受入施設 3施設
(株) 知床エゾシカファーム食肉センター (斜里町)
(有) 阿寒グリーンファーム食肉加工センター (釧路市)
南富フーズ (株) (南富良野町)



6 SNS等を活用した広報

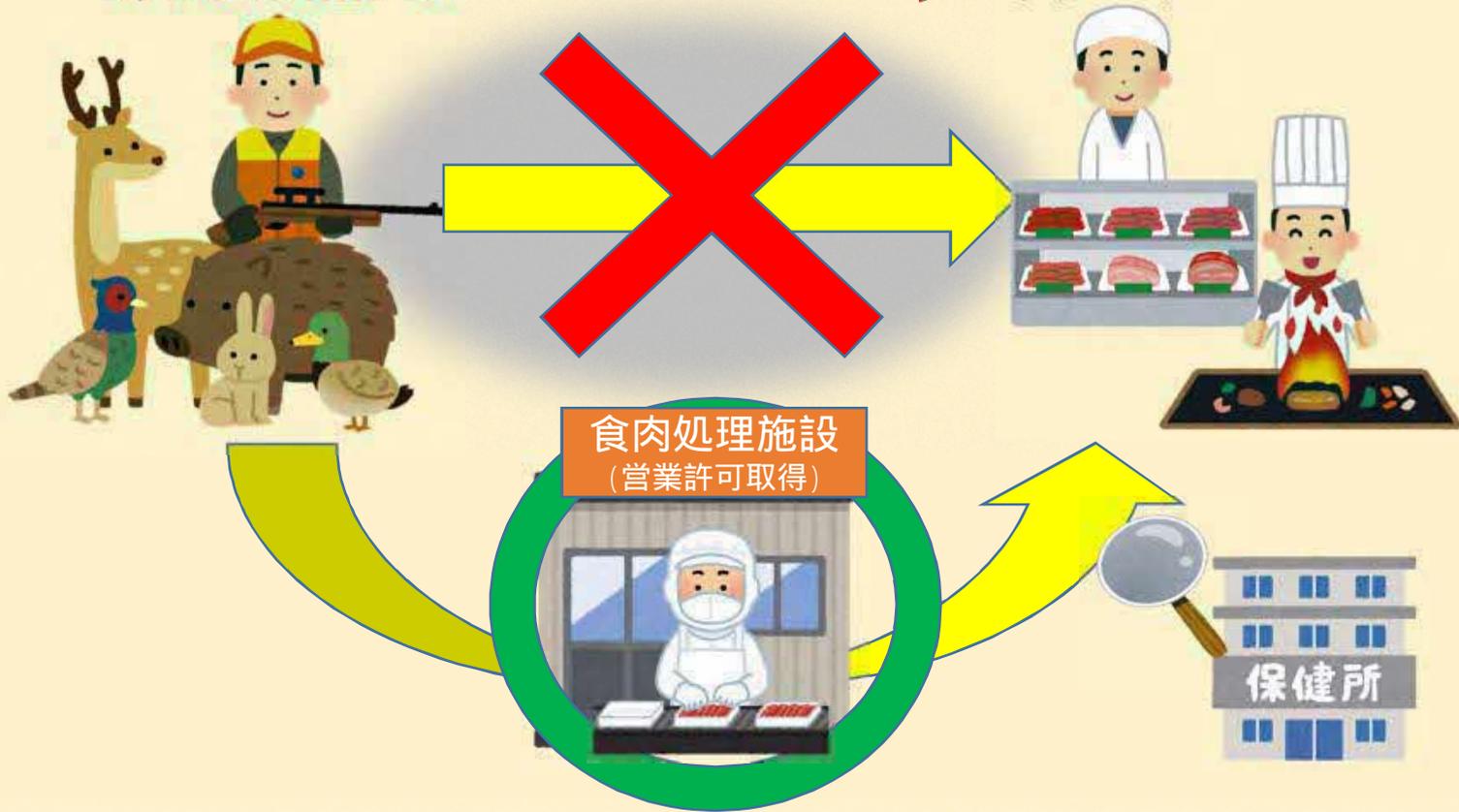
エゾシカ有効活用に関する取組の更なる推進を図るため、広報活動ツールの一つとして「おいシカ! エゾシカ!」Facebook ページを活用 (32件発信)。

※ URL 及び 2 次元バーコードを読み込みすると確認できます。

<https://www.facebook.com/おいシカエゾシカ-111985480334765/>



そのジビエ… 流通させて大丈夫？



飲食店や販売店でジビエ(野生鳥獣の肉)を調理・販売する場合、食品衛生法に基づく**食肉処理業の営業許可**を取得した施設で解体された肉を仕入れなければなりません。
営業許可の申請については、管轄の自治体の保健所にお問い合わせください。

全国の保健所では、夏期及び年末に、飲食店などに対し、不法に流通したジビエの取締りを行っています。

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務付けられ、ガイドライン や手引書を参考に作成した衛生管理計画に沿って、衛生管理を実行・記録することが必要となりました。

厚生労働省では野生鳥獣の解体や調理時に守るべき衛生管理の方法等を示したガイドラインを作成しております。また、自治体が独自にガイドラインやマニュアルを作成している場合もあります。

ジビエを食べる際には、**中心部まで十分に加熱調理(75℃、1分又はこれと同等以上)**して食べましょう。

農林水産省では、ジビエの利活用に向けた取組への支援などを行っています。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

代表:03-5253-1111(内線2476)

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

代表:03-3502-8111(内線5491)



厚生労働省



農林水産省

鳥獣被害防止対策の推進について

令和 5 年 8 月
農政部技術普及課

1. 野生鳥獣による農作物被害金額等の推移

- 令和 3 年度における野生鳥獣による農業被害金額は 52.4 億円で、前年度に比べ 4.2 億円増加しているなど、未だ農作物被害は高い水準にある状況
- 農作物被害金額では、全体の 8 割がエゾシカによるものであり、国の交付金等を活用し捕獲活動や侵入防止柵の整備など総合的な対策を実施しているが、令和 3 年度は令和 2 年度に比べ 4.2 億円増加

(単位：億円)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全 国	176.5	171.6	163.9	157.8	158.0	161.1	155.2
前年比	92.3%	97.2%	95.5%	96.3%	100.1%	102.0%	96.3%
北海道 (A)	46.3	44.5	45.7	45.8	44.0	48.2	52.4
前年比	95.3%	96.1%	102.7%	100.2%	96.1%	109.5%	108.7%
うちエゾシカ (B)	40.3	38.5	39.2	38.0	37.3	40.2	44.4
構成比 (B/A)	87.0%	86.5%	85.8%	83.0%	84.8%	83.4%	84.7%

※農林水産省調べ

2. 鳥獣被害防止総合対策交付金の実施状況

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法によって市町村が作成した「被害防止計画」に基づき、各地域の被害実態に応じて地域関係者が一体となった被害対策の取組やジビエ利用拡大に向けた取組を支援

・整備事業【事業実施主体：地域協議会、協議会構成員等】

侵入防止柵(再編整備を含む)、ジビエ処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備 など

・推進事業【事業実施主体：地域協議会、協議会の構成員である農林漁業関係団体等】

鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、ICT を活用したスマート捕獲、捕獲やジビエ処理加工施設の人材育成、ジビエ利用拡大に向けた地域の取組 など

・緊急捕獲活動支援事業【事業実施主体：地域協議会、市町村】

捕獲活動経費の直接支援【交付率：獣種や食肉利用の有無に応じた 1 頭当たりの上限単価以内で定額支援】

シカ成獣：食肉処理 9,000 円、焼却処分 8,000 円、左記以外 7,000 円

クマ成獣：8,000 円、その他獣類（アライグマ等）：1,000 円、鳥類：200 円

(単位：千円)

年度	整備事業(A)		推進事業(地域協議会)(B)		推進事業(道)(C)		緊急捕獲活動支援事業(D)		交付金額合計(A+B+C+D)
	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	
R1	8	108,768	105	134,680	1	18,309	138	511,351	773,108
R2	12	216,948	111	116,341	1	14,804	139	592,908	941,001
R3	16	110,751	124	171,406	1	17,396	142	729,588	1,029,141
R4	21	171,482	115	155,319	1	62,853	141	736,004	1,125,658
R4補正	20	347,676	-	-	-	-	-	-	347,676
R4繰越	10	99,745	-	-	-	-	-	-	99,745
R5計画	7	232,635	107	146,151	1	47,880	143	672,992	1,099,658

※R1～R4 は当初予算実績額、R4 繰越及び R5 計画は交付決定額

※R4 補正は R5 に繰越実施

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算額 9,603 (10,003) 百万円】
【令和4年度補正予算額 3,700百万円】

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭【令和5年度まで】）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

鳥獣被害防止総合対策交付金

9,603 (10,003) 百万円

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



- ② 鳥類に対する総合的な対策の実施

地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援



【ジビエ利用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入体制の全国展開【令和4年度補正予算】
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開
- ② 豚熱発生県における支援
「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援
- ③ ジビエを扱う飲食店等の拡大【令和4年度補正予算】
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施



<事業の流れ>



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和6年度予算概算要求額 12,070 (9,603) 百万円】

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加（42,053人〔令和4年度〕→43,800人〔令和7年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金 12,070 (9,603) 百万円

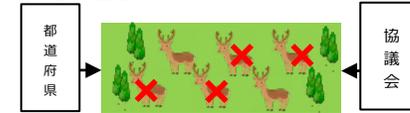
<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

①シカの個体数減少に向けた取組
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する取組を支援



②効率的な柵の設置に向けた支援
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化



③鳥獣対策に係る総合的な人材育成、確保
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材を育成、確保

【ジビエ利用拡大に向けた取組】

① 広域搬入の推進
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた、支援を実施



②ジビエの情報発信強化、皮革利用の推進
ジビエ利用の更なる拡大に向けた展示物等の制作、催事への出展等を通じた情報発信の強化や皮革利用の推進



① 鳥獣被害防止総合支援事業

「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置等を支援します。

ア 鳥獣対策に係る総合的な人材育成、確保

イ 広域柵の整備再編計画の策定支援、侵入防止柵の再編整備支援の強化 等

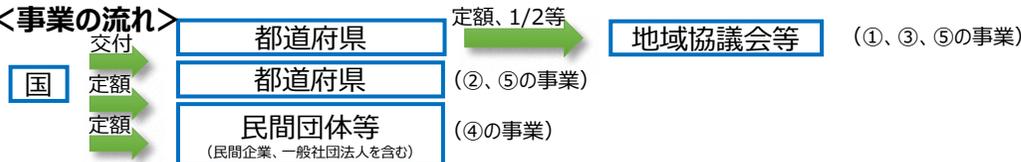
② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成、確保**等を支援します。

③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。

④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利用の更なる拡大に向けた情報発信や皮革利用促進の取組等を支援**します。

⑤ **シカ特別対策**
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)